

本省内部部局等用

早期退職に係る募集実施要項

令和 5 年 5 月 1 0 日
総 務 大 臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1. 募集の対象

総務省内部部局等の職員、地方支分部局の長及び総務大臣の任命に係る消防庁の職員のうち、令和 5 年 6 月 1 日現在で「45 歳以上」のもの（注 1 参照）

※ 総務省内部部局等とは、総務省本省の大臣官房、各局、政策統括官、サイバーセキュリティ統括官、行政不服審査会事務局、情報公開・個人情報保護審査会事務局、官民競争入札等監理委員会事務局、電気通信紛争処理委員会事務局、政治資金適正化委員会事務局及び施設等機関をいう。

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（約 2 か月）

令和 5 年 6 月 1 日（木）午前 10 時から

令和 5 年 7 月 2 8 日（金）午後 5 時まで

※ 郵送の場合は、募集の期間内に下記受付担当宛に必着のこと。

4. 退職すべき期間

令和 5 年 6 月 1 日（木）から令和 5 年 7 月 3 1 日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあり得る。

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、郵送、手渡し、電子メールにより下記受付担当宛に提出する。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 応募の受付後、概ね数週間以内に通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 退職手当の割増し

退職手当を算定する際に所定の割増し措置がある。

7. 本件に関する相談先（受付担当）

大臣官房秘書課人事第一係 ■■■ 課長補佐、■■■ 課長補佐、■■■ 係長

電話：_____

E-MAIL : [REDACTED]

同 人事第二係 ■■■課長補佐、■■■係長

電話：_____

E-MAIL : [REDACTED]

同 人事第三係 ■■■課長補佐、■■■係長、■■■主査、■■■主査

電話：_____

E-MAIL : [REDACTED]

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 募集期間中に定年に達する職員
- (4) 募集開始日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は募集期間内に懲戒処分を受けた者

本省内部部局等用

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

本省内部部局等用

早期退職に係る募集実施要項

令和 6 年 2 月 1 日
総 務 大 臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1. 募集の対象

総務省内部部局等の職員、地方支分部局の長及び総務大臣の任命に係る消防庁の職員のうち、令和 6 年 2 月 16 日現在で「45 歳以上」のもの（注 1 参照）

※ 総務省内部部局等とは、総務省本省の大臣官房、各局、政策統括官、サイバーセキュリティ統括官、行政不服審査会事務局、情報公開・個人情報保護審査会事務局、官民競争入札等監理委員会事務局、電気通信紛争処理委員会事務局、政治資金適正化委員会事務局及び施設等機関をいう。

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間

令和 6 年 2 月 16 日（金）午前 10 時から

令和 6 年 4 月 12 日（金）午後 5 時まで

※ 郵送の場合は、募集の期間内に下記受付担当宛に必着のこと。

4. 退職すべき期間

令和 6 年 3 月 31 日（日）から令和 6 年 4 月 15 日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあり得る。

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

総合通信局等用

早期退職に係る募集実施要項

令和 6 年 2 月 1 日
東北総合通信局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1. 募集の対象

東北総合通信局に勤務する職員で東北総合通信局長の任命に係る者のうち、令和 6 年 3 月 31 日現在で「50 歳以上」のもの（注 1 参照）

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間

令和 6 年 2 月 6 日（火）午前 10 時から
令和 6 年 2 月 16 日（金）午後 5 時まで

※ 郵送の場合は、募集の期間内に下記受付担当宛に必着のこと。

4. 退職すべき期日

令和 6 年 3 月 31 日（日）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあり得る。

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、郵送、手渡し、電子メールにより下記受付担当宛に提出する。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 不認定になる場合は（注2）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 退職手当の割増し

退職手当を算定する際に所定の割増し措置がある。

7. 本件に関する相談先（受付担当）

東北総合通信局総務部総務課人事係 ■■■係長、■■官

電話：[REDACTED]

E-MAIL : [REDACTED] 係長 [REDACTED]

官

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日までに定年に達する職員
- (4) 募集開始日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は募集の期間内に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で
支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事
管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

令和 6 年 2 月 1 日
関東総合通信局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1. 募集の対象

関東総合通信局に勤務する職員で関東総合通信局長の任命に係る者のうち、令和 6 年 3 月 31 日現在で「50 歳以上」のもの（注 1 参照）

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間

令和 6 年 2 月 6 日（火）午前 10 時から
令和 6 年 2 月 16 日（金）午後 5 時まで

※ 郵送の場合は、募集の期間内に下記受付担当宛に必着のこと。

4. 退職すべき期日

令和 6 年 3 月 31 日（日）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあり得る。

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、郵送、手渡し、電子メールにより下記受付担当宛に提出する。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 不認定になる場合は（注2）のとおり

- ## 6. 退職手当の割増し

7. 本件に関する相談先（受付担当）

電話：

E-MAIL :

(1) 非常勤職員

- (1) この募集実施要項に適合しない場合

- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

総合通信局等用

早期退職に係る募集実施要項

令和6年2月1日
信越総合通信局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

信越総合通信局に勤務する職員で信越総合通信局長の任命に係る者のうち、令和6年3月31日現在で「50歳以上」のもの（注1参照）

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間

令和6年2月6日（火）午前10時から
令和6年2月16日（金）午後5時まで

※ 郵送の場合は、募集の期間内に下記受付担当宛に必着のこと。

4. 退職すべき期日

令和6年3月31日（日）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあり得る。

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、郵送、手渡し、電子メールにより下記受付担当宛に提出する。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 応募の受付後、概ね数週間以内に通知する予定

※ 不認定になる場合は（注２）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式２）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

６．退職手当の割増し

退職手当を算定する際に所定の割増し措置がある。

７．本件に関する相談先（受付担当）

信越総合通信局総務部総務課

電話：

E-MAIL：

（注１）次の（１）から（４）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （１）非常勤職員
- （２）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （３）退職すべき期日までに定年に達する職員
- （４）募集開始日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は募集の期間内に懲戒処分を受けた者

（注２）応募者が次の（１）から（４）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （１）この募集実施要項に適合しない場合
- （２）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （３）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （４）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

総合通信局等用

早期退職に係る募集実施要項

令和6年2月7日
中国総合通信局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

中国総合通信局に勤務する職員で中国総合通信局長の任命に係る者のうち、令和6年3月31日現在で「50歳以上」のもの（注1参照）

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間

令和6年2月6日（火）午前10時から
令和6年3月31日（日）午後5時まで

※ 郵送の場合は、募集の期間内に下記受付担当宛に必着のこと。

4. 退職すべき期日

令和6年3月31日（日）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあり得る。

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、郵送、手渡し、電子メールにより下記受付担当宛に提出する。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 応募の受付後、概ね数週間以内に通知する予定

※ 不認定になる場合は（注２）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式２）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 退職手当の割増し

退職手当を算定する際に所定の割増し措置がある。

7. 本件に関する相談先（受付担当）

中国総合通信局総務部総務課職員係

電話：

E-MAIL：

（注１）次の（１）から（４）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （１）非常勤職員
- （２）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （３）退職すべき期日までに定年に達する職員
- （４）募集開始日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は募集の期間内に懲戒処分を受けた者

（注２）応募者が次の（１）から（４）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （１）この募集実施要項に適合しない場合
- （２）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （３）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （４）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

総合通信局等用

早期退職に係る募集実施要項

令和6年2月6日
九州総合通信局長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

九州総合通信局に勤務する職員で九州総合通信局長の任命に係る者のうち、令和6年3月31日現在で「50歳以上」のもの（注1参照）

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間

令和6年2月6日（火）午前10時から
令和6年2月16日（金）午後5時まで

4. 退職すべき期日

令和6年3月31日（日）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあり得る。

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、郵送、手渡し、電子メールにより下記受付担当宛に提出する。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 応募の受付後、概ね数週間以内に通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 退職手当の割増し

退職手当を算定する際に所定の割増し措置がある。

7. 本件に関する相談先（受付担当）

九州総合通信局総務部総務課

電話：

E-MAIL：

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）退職すべき期日までに定年に達する職員
- （4）募集開始日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は募集の期間内に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合